

平成 29 年度藤枝市一般会計予算

平成 29 年度藤枝市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,080,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 20 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		20,400,000
	1 市民税	8,826,000
	2 固定資産税	9,148,000
	3 軽自動車税	332,400
	4 市たばこ税	729,000
	5 入湯税	100
	6 都市計画税	1,364,500
2 地方譲与税		360,000
	1 地方揮発油譲与税	105,000
	2 自動車重量譲与税	255,000
3 利子割交付金		22,000
	1 利子割交付金	22,000
4 配当割交付金		64,000
	1 配当割交付金	64,000
5 株式等譲渡所得割交付金		45,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	45,000
6 地方消費税交付金		2,220,000
	1 地方消費税交付金	2,220,000
7 ゴルフ場利用税交付金		22,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	22,000
8 自動車取得税交付金		89,000
	1 自動車取得税交付金	89,000
9 地方特例交付金		71,000

款	項	金額
		千円
	1 地方特例交付金	71,000
10 地方交付税		3,060,000
	1 地方交付税	3,060,000
11 交通安全対策特別交付金		30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
12 分担金及び負担金		423,290
	1 負担金	423,290
13 使用料及び手数料		501,990
	1 使用料	392,710
	2 手数料	109,280
14 国庫支出金		6,594,600
	1 国庫負担金	4,440,304
	2 国庫補助金	2,115,327
	3 国庫委託金	38,969
15 県支出金		3,358,470
	1 県負担金	1,928,156
	2 県補助金	1,152,608
	3 県委託金	277,706
16 財産収入		525,640
	1 財産運用収入	136,632
	2 財産売払収入	389,008
17 寄附金		2,511,510
	1 寄附金	2,511,510

款	項	金額
		千円
18 繰入金		2,175,000
	1 基金繰入金	2,155,000
	2 特別会計繰入金	20,000
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		3,163,300
	1 延滞金加算金及び過料	30,001
	2 市預金利子	700
	3 公営企業貸付金元利収入	40,182
	4 貸付金元利収入	2,463,891
	5 受託事業収入	1,924
	6 雑入	626,602
21 市債		3,943,200
	1 市債	3,943,200
歳 入 合 計		50,080,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		298,520
	1 議会費	298,520
2 総務費		6,035,860
	1 総務管理費	5,118,251
	2 徴税費	594,604
	3 戸籍住民基本台帳費	189,899
	4 選挙費	54,978
	5 統計調査費	27,494
	6 監査委員費	50,634
3 民生費		16,977,330
	1 社会福祉費	3,900,779
	2 老人福祉費	2,202,397
	3 児童福祉費	7,611,043
	4 生活保護費	741,625
	5 医療福祉費	2,520,986
	6 災害救助費	500
4 衛生費		6,123,870
	1 保健衛生費	3,193,676
	2 環境衛生費	2,885,433
	3 水道費	44,761
5 労働費		2,402,310
	1 労働費	2,402,310
6 農林水産業費		924,770

款	項	金額
		千円
	1 農業費	781,236
	2 林業費	143,534
7 商工費		731,630
	1 商工費	731,630
8 土木費		6,480,520
	1 土木管理費	395,597
	2 道路橋梁費	1,181,460
	3 河川費	377,054
	4 住宅費	389,434
	5 都市計画費	4,136,975
9 消防費		1,334,420
	1 消防費	1,334,420
10 教育費		3,318,540
	1 教育総務費	520,940
	2 小学校費	606,009
	3 中学校費	418,608
	4 社会教育費	879,670
	5 保健体育費	893,313
11 災害復旧費		165,600
	1 農林水産施設災害復旧費	131,600
	2 公共土木施設災害復旧費	30,000
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	4,000
12 公債費		5,122,540

款	項	金額
	1 公債費	千円 5,122,540
13 諸支出金		64,090
	1 一部事務組合費	64,090
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		50,080,000

第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
基幹業務・内部情報システム経費	平成30年度から 平成35年度まで	756,000
課税事務効率化促進事業費	平成30年度	3,000
市議会議員選挙執行経費	平成30年度	10,200
いきいきサロン藤の里指定管理費	平成30年度から 平成33年度まで	51,312
老人福祉センター指定管理費	平成30年度から 平成33年度まで	79,304
老人福祉施設整備事業費	平成30年度	30,000
朝比奈活性化施設指定管理費	平成30年度から 平成31年度まで	1,694

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
玉 露 の 里 指 定 管 理 費	平成30年度から 平成33年度まで	81,155
総 合 運 動 公 園 指 定 管 理 費	平成30年度から 平成33年度まで	390,840
市 民 体 育 館 ・ 武 道 館 指 定 管 理 費	平成30年度から 平成33年度まで	80,042
市 民 グ ラ ウ ン ド ・ 市 民 テ ニ ス 場 指 定 管 理 費	平成30年度から 平成33年度まで	31,075

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額
防 災 施 設 整 備 事 業 費	54,000
庁 舎 施 設 整 備 事 業 費	800
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	34,900
環 境 衛 生 施 設 整 備 事 業 費	805,300
土 地 改 良 事 業 費	45,000
道 路 橋 梁 整 備 事 業 費	375,200
河 川 等 整 備 事 業 費	198,000
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	18,500
公 園 施 設 整 備 事 業 費	174,800
都 市 計 画 事 業 費	677,900
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	21,600
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	1,300
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 費	4,600
体 育 施 設 整 備 事 業 費	69,400
農 林 施 設 災 害 復 旧 費	31,900
臨 時 財 政 対 策 費	1,430,000

(単位・千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	公的資金 指定利率 その他の資金 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

平成 2 9 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 9 年度藤枝市の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 7 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2 款 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		3,231,900
	1 国民健康保険税	3,231,900
2 使用料及び手数料		721
	1 手数料	721
3 国庫支出金		2,998,213
	1 国庫負担金	2,564,229
	2 国庫補助金	433,984
4 療養給付費交付金		143,583
	1 療養給付費交付金	143,583
5 前期高齢者交付金		4,638,572
	1 前期高齢者交付金	4,638,572
6 県支出金		646,980
	1 県負担金	113,366
	2 県補助金	533,614
7 共同事業交付金		3,732,201
	1 共同事業交付金	3,732,201
8 財産収入		146
	1 財産運用収入	146
9 繰入金		1,573,174
	1 一般会計繰入金	1,573,174
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		34,508

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	千円 21,003
	2 雑入	13,505
歳 入 合 計		17,000,000

歳 出

款	項	金額
		千円
1 総務費		160,874
	1 総務管理費	144,322
	2 徴税費	8,128
	3 運営協議会費	555
	4 趣旨普及費	7,869
2 保険給付費		10,172,843
	1 療養諸費	8,882,390
	2 高額療養費	1,211,500
	3 出産育児諸費	65,553
	4 葬祭諸費	13,200
	5 移送費	200
3 後期高齢者支援金等		2,037,447
	1 後期高齢者支援金等	2,037,447
4 前期高齢者納付金等		6,931
	1 前期高齢者納付金等	6,931
5 老人保健拠出金		200
	1 老人保健拠出金	200
6 介護納付金		702,782
	1 介護納付金	702,782
7 共同事業拠出金		3,732,299
	1 共同事業拠出金	3,732,299
8 保健事業費		143,074
	1 特定健康診査等事業費	96,756

款	項	金額
		千円
	2 保健事業費	46,318
9 基金積立金		146
	1 基金積立金	146
10 公債費		1
	1 公債費	1
11 諸支出金		13,403
	1 償還金及び還付加算金	13,403
12 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		17,000,000

平成 2 9 年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 9 年度藤枝市の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		12,709
	1 使用料	12,707
	2 手数料	2
3 繰入金		21,011
	1 繰入金	21,011
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		278
	1 雑入	278
歳 入 合 計		34,000

歳 出

款	項	金 額
1 業務費		千円 29,302
	1 業務管理費	29,302
2 公債費		4,648
	1 公債費	4,648
3 予備費		50
	1 予備費	50
	歳 出 合 計	34,000

平成 29 年度藤枝市土地取得特別会計予算

平成 29 年度藤枝市の土地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 20 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		3,235
	1 財産運用収入	826
	2 財産売払収入	2,409
2 繰入金		6,765
	1 基金繰入金	6,765
歳 入 合 計		10,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公共用地取得事業費		6,665
	1 公共用地取得事業費	6,665
2 繰出金		3,235
	1 基金繰出金	3,235
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		10,000

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 の 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と こ ろ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 , 4 8 6 , 0 0 0 千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算」に よ る。

(債 務 負 担 行 為)

第 2 条 地 方 自 治 法 第 2 1 4 条 の 規 定 に よ り、債 務 を 負 担 す る こ と が で き る 事 項、期 間 及 び 限 度 額 は、「第 2 表 債 務 負 担 行 為」に よ る。

(地 方 債)

第 3 条 地 方 自 治 法 第 2 3 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 起 こ す こ と が で き る 地 方 債 の 起 債 の 目 的、限 度 額、起 債 の 方 法、利 率 及 び 償 還 の 方 法 は、「第 3 表 地 方 債」に よ る。

(一 時 借 入 金)

第 4 条 地 方 自 治 法 第 2 3 5 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ る 一 時 借 入 金 の 借 入 れ の 最 高 額 は、1 , 0 0 0 , 0 0 0 千 円 と 定 め る。

(歳 出 予 算 の 流 用)

第 5 条 地 方 自 治 法 第 2 2 0 条 第 2 項 た だ し 書 の 規 定 に よ り 歳 出 予 算 の 各 項 の 経 費 の 金 額 を 流 用 す る こ と が で き る 場 合 は、次 の と お り と 定 め る。

(1) 各 項 に 計 上 し た 給 料、職 員 手 当 等 及 び 共 済 費 に 係 る 予 算 額 に 過 不 足 を 生 じ た 場 合 に お け る 同 一 款 内 で の こ れ ら の 経 費 の 各 項 の 間 の 流 用

平 成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

藤 枝 市 長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		12,018
	1 負担金	11,718
	2 分担金	300
2 使用料及び手数料		883,719
	1 使用料	883,719
3 国庫支出金		339,280
	1 国庫補助金	339,280
4 繰入金		1,218,147
	1 繰入金	1,218,147
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		136
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	135
7 市債		1,031,700
	1 市債	1,031,700
歳 入 合 計		3,486,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 下水道事業費		1,544,035
	1 業務費	150,958
	2 維持管理費	373,203
	3 建設事業費	1,019,874
2 公債費		1,936,965
	1 公債費	1,936,965
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		3,486,000

第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター設備整備事業費	平成 30 年度	271,000
地方公営企業法適用推進事業費	平成30年度から 平成31年度まで	36,500

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額
下 水 道 事 業 費	1, 0 3 1, 7 0 0

(単位・千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	公的資金 指定利率 その他の資金 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 の 駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 5 , 0 0 0 千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算」に よ る。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

藤 枝 市 長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		32,690
	1 使用料	32,690
2 財産収入		2,200
	1 財産運用収入	2,200
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		100
	1 雑入	100
歳 入 合 計		35,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 駐車場費		14,950
	1 駐車場管理費	14,950
2 繰出金		20,000
	1 繰出金	20,000
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		35,000

平成 29 年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算

平成 29 年度藤枝市の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 97,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 29 年 2 月 20 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1
	1 分担金	1
2 使用料及び手数料		19,930
	1 使用料	19,930
3 繰入金		74,559
	1 繰入金	74,559
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 市債		2,500
	1 市債	2,500
歳 入 合 計		97,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 36,125
	1 施設管理費	36,125
2 公債費		60,775
	1 公債費	60,775
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		97,000

第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用推進事業費	平成30年度から 平成31年度まで	9,500

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額
農 業 集 落 排 水 事 業 費	2, 5 0 0

(単位・千円)

起債の方法	利率	償還の方法
普通貸借 又は 証券発行	公的資金 指定利率 その他の資金 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協議による。 ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えることができる。

平成 29 年度藤枝市介護保険特別会計予算

平成 29 年度藤枝市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,548,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2 款 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 20 日提出

藤枝市長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		2,583,951
	1 介護保険料	2,583,951
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 国庫支出金		2,416,771
	1 国庫負担金	1,959,123
	2 国庫補助金	457,648
4 支払基金交付金		3,094,843
	1 支払基金交付金	3,094,843
5 県支出金		1,641,368
	1 県負担金	1,578,551
	2 県補助金	62,817
6 財産収入		1,435
	1 財産運用収入	1,435
7 繰入金		1,794,270
	1 一般会計繰入金	1,705,621
	2 基金繰入金	88,649
8 繰越金		3
	1 繰越金	3
9 諸収入		15,209
	1 延滞金加算金及び過料	12
	2 雑入	15,197
歳 入 合 計		11,548,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 268,783
	1 総務管理費	170,330
	2 徴収費	7,400
	3 介護認定審査会費	86,360
	4 趣旨普及費	820
	5 介護・福祉ぷらん21推進協議会費	3,873
2 保険給付費		10,885,150
	1 介護サービス等諸費	9,956,868
	2 介護予防サービス等諸費	292,629
	3 高額介護サービス等諸費	234,355
	4 高額医療合算介護サービス等費	25,367
	5 特定入所者介護サービス等費	368,011
6 その他諸費	7,920	
3 基金積立金		1,435
	1 基金積立金	1,435
4 地域支援事業費		389,528
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	118,370
	2 包括的支援事業・任意事業費	214,591
	3 一般介護予防事業費	56,387
4 その他諸費	180	
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		3,103

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	千円 3,103
歳 出 合 計		11,548,000

第 2 表 債務負担行為

(単位・千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護予防把握事業費	平成 30 年度	3,900

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

平成 2 9 年 度 藤 枝 市 の 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 は、次 に 定 め る と こ ろ に よ る。

(歳 入 歳 出 予 算)

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 は、歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 , 5 4 8 , 0 0 0 千 円 と 定 め る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算」に よ る。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

藤 枝 市 長 北 村 正 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,259,641
	1 後期高齢者医療保険料	1,259,641
2 繰入金		281,299
	1 一般会計繰入金	281,299
3 繰越金		3,600
	1 繰越金	3,600
4 諸収入		3,460
	1 延滞金	150
	2 保険料等還付金及び還付加算金	3,310
歳 入 合 計		1,548,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金		1,544,690
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,544,690
2 諸支出金		3,310
	1 償還金及び還付加算金	3,310
歳 出 合 計		1,548,000